

川崎市都市計画公聴会
(3・3・10号 宮内新横浜線の変更)

公述意見の要旨と市の考え方

平成22年5月

公述意見の要旨と市の考え方

1 都市計画案の種類、名称及び土地の区域

(1) 種類及び名称

川崎都市計画道路の変更 (3・3・10号 宮内新横浜線の変更)

(2) 土地の区域

川崎市 中原区 宮内1丁目、宮内2丁目、上小田中1丁目、上小田中2丁目、上小田中3丁目、上小田中5丁目、新城中町、下新城1丁目、下新城2丁目及び下小田中5丁目地内
高津区 子母口、久未及び蟹ヶ谷地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日時 平成22年4月17日(土) 午前10時から午前11時まで

(2) 場所 川崎市とどろきアリーナ 研修室1・2 (川崎市中原区等々力1-3)

3 公述意見の要旨及び市の考え方

| 公述人 | 公述意見の要旨と市の考え方 |
|-------|---------------|
| A 公述人 | 別紙 No.1~2 |
| B 公述人 | 別紙 No.3 |
| C 公述人 | 別紙 No.4 |
| D 公述人 | 別紙 No.5 |

| | 公述意見の要旨 | 市の考え方 |
|----------|--|---|
| A 公述人 | <p>宮内新横浜線は完成時、22mの幅員であるので、交通量も多く、車は高速で通過することが予想されます。周辺の住民が生活道路から、宮内新横浜線に出入りする際に危険が伴ったり、出入りが困難になることが考えられます。住民の安全性を考えて、信号機の設置を検討して欲しい。</p> <p>宮内新横浜線の完成後、騒音・振動により睡眠を妨げられるなどの生活環境の悪化が考えられます。最悪、引越しを余儀なくされることも考えられますが、その補償はあるのでしょうか。また、道路が完成することによる土地価格の下落などがあった場合の補償はあるのでしょうか。</p> <p>道路が完成することにより、地域が分断されてしまいます。また、現在の計画の位置だけに横断歩道が設置されると、現在利用しているバス停までのアクセスが悪くなり、知人宅まで今までの約10倍の時間がかかる箇所もあります。このようなことは、住民の生活環境がよくなるとは言えず、市の目指すまちづくりと一致するのでしょうか。</p> <p>今回の事業費は国や県からの補助があるとはいえ、合計で約250億円との説明でした。現在、周辺の幹線道路は緊急性があるほど混雑しているとは感じられません。市民の利便性は向上しますが、市民に定額給付金の寄付をお願いするほど財政が逼迫している状況で、このような巨額の事業費を費やしてまで実施する必要があるのでしょうか。また、市は、市民と密着型のまちづくりをすすめています。行政側が案を作り、進める従来のやり方から変わっていないと感じられます。</p> | <p>宮内新横浜線と交差する周辺道路との具体的な交通処理につきましては、今後、交通管理者と協議・調整を行い、安全性に配慮した整備に努めてまいります。</p> <p>都市計画道路の整備に係る補償につきましては、原則として、都市計画事業を実施するために必要となる用地取得に伴うものが対象であることから、借地権や物件移転、動産移転、営業上の損失などが対象となります。また、買収による土地の不整形化など、事業との因果関係が明確な場合は、それに対して補償する場合があります。また、騒音・振動につきましては、本市で実施した環境影響評価におきまして、環境基準を下回る結果が得られていることから、沿線の住環境に与える影響は少ないものと考えておりますが、事業の実施にあたりましては、周辺の住環境に十分配慮して進めてまいります。</p> <p>宮内新横浜線の整備により分断される地域内の道路の代替機能として、市道宮内58号線と市道宮内12号線を繋ぐ道路を整備するほか、多摩沿線道路との交差点付近に宮内新横浜線をくぐる横断通路を整備することにより、地域間の往来を確保してまいりたいと考えております。また、バスのルート、バス停の位置などにつきましては、今後、バス事業者と協議・調整を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>本市における幹線道路の整備につきましては、現在公表しております道路整備プログラムに基づいて実施しております。道路整備プログラムでは、効率的・効果的な道路整備を推進するため、交通渋滞や交通事故などさまざまな指標をもとに整備箇所を選定しており、本事業については、平成22年度までに事業に着手する路線として位置付け、事業化に向けて取り組んでいるところでございます。</p> <p>宮内工区及び新橋の整備により、東京都と川崎市を結ぶ道路ネットワークが形成され、都市間の連携の強化が図られるとともに、市域の交通利便性の向上及び周辺の橋梁や幹線道路の混雑緩和などに寄与するものと考えております。また、本事業の整備により、周辺道路に流入している通過交通を宮内新横浜線に適切に誘導することにより、歩行者、自転車などの安全性の向上が図られるものと考えております。さらに、災害時の延焼遮断帯や避難路としての機能が確保され、地域の防災性向上に寄与するものと考えております。</p> |

| | | |
|------------------|--|--|
| <p>A 公述人</p> | | <p>都市計画の決定（変更）につきましては、本市で作成した素案に対して、説明会や公聴会で御意見などを伺い、その御意見を参考に都市計画の案を作成してまいります。作成した都市計画の案に対しましても、都市計画法に基づく縦覧を行い、意見書の提出ができるなど、市民の皆様の御意見を反映させながら手続を進めてまいります。また、事業化の際にはあらためて説明会を開催し、市民の皆様の御意見をいただく機会を設け、より一層の御理解、御協力をいただけるよう努めてまいります。</p> |
|------------------|--|--|

| | 公述意見の要旨 | 市の考え方 |
|----------|---|--|
| B 公述人 | <p>工場を操業しており、今後もこの地域での操業を考えている。製品の出荷を止めることができないため、休業期間を設けることなく操業できるようにするか、補償をしていただきたい。また、工場の残地が発生した場合、地域で有効に活用するため、市で仲介などをしていただきたい。</p> <p>事業についてですが、現在周辺道路では、交通事故が発生しているため、周辺道路の安全性を重視していただきたい。また、地域の発展や地域の利益になるような事業を行っていただきたい。</p> | <p>都市計画道路の整備に係る補償につきましては、原則として、都市計画事業を実施するために必要となる用地取得に伴うものが対象であることから、借地権や物件移転、動産移転、営業上の損失などが対象となります。</p> <p>なお、補償につきましては個々に補償の内容が異なりますので、事業認可を取得後、個別に交渉させていただくとともに、権利者の方々の御意向などをふまえて調整してまいりたいと考えております。</p> <p>本事業の整備により、周辺道路に流入している通過交通を宮内新横浜線に適切に誘導することで、歩行者、自転車等の安全性の向上が図られるものと考えておりますが、さらに、交通管理者と協議・調整を行い、安全性に配慮した整備に努めてまいります。また、災害時の延焼遮断帯や避難路としての機能が確保されることにより、地域の防災性向上に寄与するものと考えております。</p> |

| | 公述意見の要旨 | 市の考え方 |
|------------------|--|---|
| <p>C 公述人</p> | <p>道路の計画区域内で工場を営んでいるが、これまで培ってきた地域のネットワークなどが失われ、従業員やその家族のことを考えれば、新しい土地に移転することは大変なことであるので、この地域に代替地を用意していただきたい。また、住居についても、高齢者、子供のいる世帯では、医療機関、保育園、学校、などを考慮しなければならないので、この地域に代替地を用意していただきたい。</p> <p>また、工場移転などにより休業を余儀なくされた場合の補償も考慮していただきたい。</p> <p>道路の完成により日照が半分になる箇所も考えられるので、その対策を検討していただきたい。</p> <p>工事中の騒音や振動などの苦情に関する相談窓口を設置し、苦情には速やかに対処していただきたい。また、公聴会で意見を述べるができるのは10人までと決められているが、今後、多くの市民が参加できる場を設けていただきたい。</p> <p>事業費が約250億円かかるそうだが、多くの住民に影響があり、財政難である川崎市にとって、本当に必要な事業なのか。</p> | <p>都市計画道路の整備に係る補償につきましては、原則として、都市計画事業を実施するために必要となる用地取得に伴うものが対象であることから、借地権や物件移転、動産移転、営業上の損失などが対象となります。</p> <p>なお、補償につきましては個々に補償の内容が異なりますので、事業認可を取得後、個別に交渉させていただくとともに、権利者の方々の御意向等をふまえて調整してまいりたいと考えております。</p> <p>日照障害につきましては、高架構造物ができることによって、宮内工区の北側の一部に日影が生じますが、基準値である5時間以上の日影は道路内だけに生じるものと予測しており、周辺的环境に与える影響は少ないものと考えております。</p> <p>沿線にお住まいの皆様からの相談につきましては、建設緑政局 道路河川整備部 南部都市基盤整備事務所を窓口として、関係部署と連携して事業を推進してまいります。</p> <p>都市計画の決定（変更）につきましては、本市で作成した素案に対して、説明会や公聴会で御意見などを伺い、その御意見を参考に都市計画の案を作成してまいります。作成した都市計画の案に対しましても、都市計画法に基づく縦覧を行い、意見書の提出ができるなど、市民の皆様の御意見を反映させながら手続を進めてまいります。また、事業化の際にはあらためて説明会を実施し、市民の皆様の御意見をいただく機会を設け、より一層の御理解、御協力をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>本市における幹線道路の整備につきましては、現在公表しております道路整備プログラムに基づいて実施しております。道路整備プログラムでは、効率的・効果的な道路整備を推進するため、交通渋滞や交通事故などさまざまな指標をもとに整備箇所を選定しており、本事業については、平成22年度までに事業に着手する路線として位置付け、事業化に向けて取り組んでいるところでございます。</p> <p>宮内工区及び新橋の整備により、東京都と川崎市を結ぶ道路ネットワークが形成され、都市間の連携の強化が図られるとともに、市域の交通利便性の向上及び周辺の橋梁や幹線道路の混雑緩和などに寄与するものと考えております。また、本事業の整備により、周辺道路に流入している通過交通を宮内新横浜線に適切に誘導することにより、歩行者、自転車などの安全性の向上が図られるものと考えております。さらに、災害時の延焼遮断帯や避難路としての機能が確保され、地域の防災性向上に寄与するものと考えております。</p> |

| | 公述意見の要旨 | 市の考え方 |
|----------------------------|--|---|
| <p>D 公 述 人</p> | <p>多摩沿線道路沿いに土地を所有しているが、以前までは道路の計画は無かった。今年2月に説明会のお知らせなどで、新たに自分の土地が副道の予定地であることを知った。もっと早い時期に地権者に対する説明ができたのではないか。今後計画に変更があった場合でも説明がなく進んでいくことが懸念される。</p> <p>また、説明会のお知らせの内容は、宮内新横浜線の事業に関連して整備する、多摩沿線道路の拡幅における事業範囲が分かりづらいものだった。</p> <p>説明会では、環境影響評価の説明において交通量や騒音、日照など、基準値内に入っているとの説明に終始していたが、数値の基準だけでは実感できないので分かりやすく説明していただきたい。</p> <p>宮内新横浜線の完成時でも、国道409号の混雑には影響はないとの説明であったが、国道409号が混雑することは目に見えている。子どもやお年寄りの安全に配慮して多摩沿線道路及び国道409号の整備も進めたい。</p> | <p>事業計画を取りまとめるにあたり、道路の構造などの詳細検討や交通管理者及び河川管理者などとの関係機関協議を行い、この度、宮内新横浜線や多摩沿線道路の副道などを含めた道路構造などが明らかになりましたので、平成22年2月18日に「都市計画道路宮内新横浜線の事業計画に関する説明会」において、関係権利者の方々や地域にお住まいの方々を対象として、事業計画の内容について具体的に説明を行い、その後も、都市計画素案説明会及び川崎市の条例に基づく環境影響評価準備書の説明会を同年3月11日と14日に開催し、これらの機会を通じまして、皆様からの様々な御意見を伺ってまいりました。</p> <p>都市計画の決定（変更）につきましては、本市で作成した素案に対して、説明会や公聴会で御意見などを伺い、その御意見を参考に都市計画の案を作成してまいります。作成した都市計画の案に対しましても、都市計画法に基づく縦覧を行い、意見書の提出ができるなど、市民の皆様の御意見を反映させながら手続を進めてまいります。</p> <p>この度開催するにあたり配布しましたお知らせでは、事業の影響範囲などの表現に一部分かりづらい部分がありましたが、事業化の際にはあらためて説明会を開催し、市民の皆様の御意見をいただく機会を設けてまいりますので、その際には、いただいた御指摘をふまえ、できる限り分かりやすい御案内ができるよう配慮し、より一層の御理解、御協力をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>この度開催いたしました説明会につきましては、条例や関係法令などに基づいて実施していることから、内容を正確に伝えるために法令に用いられている用語や、専門的な言葉を用いて御説明させていただきました。</p> <p>しかしながら、いただいた御指摘をふまえて、今後の説明会等におきましては、できる限り分かりやすい表現を用いたり、専門的な言葉は解説を付すなど、御出席いただいている皆様に、より一層の御理解をいただけるよう、取り組んでまいります。</p> <p>多摩沿線道路及び国道409号の整備につきましては、宮内新横浜線の整備に関連して、交差部の円滑な交通処理を図るための整備を予定しております。</p> <p>その他の整備区間につきましては、多摩沿線道路では道路拡幅の計画はございませんが、国道409号につきましては、本市を縦断する交通を担う重要な幹線道路でありますので、現在、小杉駅周辺の市ノ坪交差点付近と、高津駅周辺の二子地区において、道路拡幅事業を実施しており、引き続き、重点的に整備を進めてまいりたいと考えております。</p> |